

後見センターだより（第41回前編）

1 はじめに

後見センターでは、令和4年2月から総合支援型後見監督人選任の運用を開始しているところ、本連載第39回でお伝えしたとおり、専門職後見監督人¹側から見た運用の実情を把握し、今後の課題等を検討するため、三士会²に所属しこれまでに総合支援型後見監督人に選任された経験がおありの方々に対してアンケート³を実施しました。

そこで、本アンケートの結果を紹介するとともに、総合支援型後見監督人選任の運用についての今後の課題等についても検討したいと思います。

2 本アンケートの概要

後見センターでは、いずれも総合支援型後見監督人から提出される総合支援型後見監督人作成の監督事務報告書や後見人作成の後見等事務報告書の記載内容を通じて、親族後見人⁴の活動の実情や総合支援型後見監督人の指導・助言等の支援の実情を把握することになりますが、こうした報告書の記載内容からは必ずしも詳細な実情までを把握することはできません。そこで、12項目の質問にお答えいただくことで、総合支援型後見監督人の経験者からみた実情をできる限り詳細に把握してみようと考えました。

本アンケートには、弁護士57名、司法書士56名、社会福祉士11名の方々から回答をいただきました⁵。この場を借りてご協力にお礼申し上げます。

¹ 成年後見監督人を「後見監督人」という。

² 大阪弁護士会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート大阪支部、大阪社会福祉士会を指す。

³ 以下、「本アンケート」という。

⁴ 成年後見人を「後見人」という。

⁵ 本アンケートの回答者の中には、2回目報告に至っていない者や本人が死亡したため支援を終了した者も含まれている。

3 就任直後から初回報告までの状況について

(1) 親族後見人は総合支援型後見監督人の役割を理解していたか。

後見センターでは、申立人や親族後見人候補者などの事件関係者に対して総合支援型後見監督人の意義・役割を分かりやすく説明することを心掛けていることは、本連載第39回でお伝えしたとおりです。初回面談時における親族後見人の理解度を問う質問については、全体の63%が十分理解していた又は概ね理解していたとの回答でした。その一方で、全体の21%があまり理解していないかった又は全く理解していなかったとの回答でした（【図1】⁶）。

この結果からは、多くの事案では、事件関係者が総合支援型後見監督人の意義・役割を理解した上で、親族後見人及び総合支援型後見監督人の選任に至っていることがうかがわれますが、一部の事案では、事件関係者が総合支援型後見監督人の意義・役割を十分に理解しないままに、親族後見人及び総合支援型後見監督人の選任に至っていることがうかがわれます。総合支援型後見監督人選任の運用は、支援を受ける側の親族後見人の理解があって初めて支援の実効性が期待できるものですから、後見センターとしては、引き続き事件関係者に対して分かりやすい説明をしていくことが課題であると考えています。もっとも、参与員や家庭裁判所調査官⁷による説明は、多くの場合1回限りであり、これだけで事件関係者全員に総合支援型後見監督人の意義や役割を十分に理解してもらうことは難しいと考えられます。十分に理解してもらうために説明を重ねようすると、後見開始までに時間を要してしまい相当ではありません。総合支援型後見監督人に選任された方々においては、この点についても理解していただいた上で、総合支援型後見監督人の立場からも、その意義や役割について親族後見人に説明していただくよう、お願いしたいと考えています。

⁶ 別紙記載の【図1】を指す（以下、同様である。）。

⁷ 以下、本稿においては単に「調査官」という。

本アンケートでは、親族後見人への説明で苦労した点として、「説明事項が多く時間を要する点」や「意思決定支援の説明が難しかった点」が多くあがっていました。

前者については、大阪家庭裁判所後見センターのウェブサイトに掲載している「【総合支援型後見監督版】成年後見人・保佐人・補助人ハンドブック」を活用するなど⁸して、説明の負担軽減を図ることが考えられます。
5

後者については、親族後見人が意思決定支援について高度な理解をすることは難しいと考えていますので、「親族後見人が自らの価値観で支援するのではなく、本人⁹の思いを尊重して支援する」という基本的な考え方を理解してもらい、その意識改革に努めていただければ十分と考えています。なお、意思決定支援については、例えば、厚生労働省のホームページ「成年後見はやわかり」に「意思決定支援について総合的に学ぼう」というページがあり¹⁰、比較的分かりやすい説明がされています。こうした資料を参考にしていただくことも考えられます。
10

15 (2) 初回面談時の親族後見人への助言・指導がうまくいったか。

初回面談時の親族後見人への助言・指導がスムーズにいったかとの質問について、全体の89%がスムーズにいった又は概ねスムーズにいたとの回答でした（【図2】）。

この結果からみれば、初回面談時の親族後見人への助言・指導には、全体として大きな問題は生じていないことがうかがわれます。
20

(3) 初回の報告書の提出までに親族後見人とどのくらいやり取りしたか。

⁸ その他、三士会各会における研修内容の充実を図ることも考えられる。

⁹ 成年被後見人を「本人」という。

¹⁰ <https://guardianship.mhlw.go.jp/guardian/awareness/>

なお、「成年後見はやわかり」のトップページから「成年後見人等のみなさまへ」に移っていただくと、「意思決定支援について総合的に学ぼう」のページへのリンクがあります。

初回の監督事務報告書及び後見等事務報告書を裁判所に提出するまでの親族後見人とのやり取りの回数について、1～2回が全体の40%、3回以上が全体の59%でした（【図3】）。

この結果からは、初回の監督事務報告書や後見等事務報告書が裁判所に提出されるまでの間、総合支援型後見監督人から親族後見人に対しては複数回にわたり適切な指導・助言が行われ、その結果として裁判所に対して問題のない初回報告が行われていることがうかがわれます。

本アンケートでは、具体的に困った点として、「親族後見人がパソコン等のデジタル機器を使えない点」や「面談時間の調整が難しかった点」が多くあがつていました。

後見センターでは、総合支援型後見監督人選任の運用の理念に照らし、できるだけ親族後見人候補者を後見人に選任することが多くなっていますので、デジタル機器に不慣れな親族や職業に就いている親族が後見人に選任される事案が生じることは避けられません。総合支援型後見監督人においては、大変苦労をかけますが、こうした点についても理解していただいた上で、引き続きの支援をお願いしたいと考えています。なお、専門職である総合支援型後見監督人としては、親族後見人に対してもついつい同程度に「きれいな」後見事務を求めてしまっていないかという点は、少し気になっているところです。後記4(6)でも触れますと、親族後見人として一定レベルの後見事務を行うことができるような知識や経験を身に付けてもらうことが総合支援型後見監督人の目的であるという点は、見失わないでいただきたいと考えています。

4 初回報告から2回目報告まで

(1) 2回目の報告書の提出までに親族後見人とどのくらいやり取りしたか。

就任から2回目報告までの親族後見人との面談の回数について、2回が全体

の22%、3～4回が全体の24%、5回以上が全体の23%、その他¹¹が全体の31%でした（【図4】）。親族後見人との面談に当たって具体的に困った点としては、「親族後見人が遠方に住んでいた点」や「面談日程の調整が難しかった点」があがっていました。

この結果からは、総合支援型後見監督人は、それぞれの事案の特性に応じて、適切な時期・方法で親族後見人との面談を行っていることがうかがわれます。親族後見人の生活状況や後見事務能力は、事案によって異なりますので、親族後見人との面談は、事案の特性に応じて必要と思われる時期・方法で行っていただければ十分と考えています。今後は、ウェブ等を利用した面談などの工夫も考えられるかもしれません。

5 (2) 2回目の報告書の提出までに本人と面談したか。

就任から2回目報告までの本人との面談の回数について、2回が全体の22%、3～4回が全体の4%、5回以上が全体の2%、その他¹²が全体の72%でした（【図5】）。本人との面談に当たって具体的に困った点として、「施設の面会制限のため本人と直接面談するのが難しかった点」、「本人と意思疎通を図るのが難しかった点」が多くあがっていました。

この結果からは、総合支援型後見監督人は、可能な限り本人との面談を行っていることがうかがわれます。

10 (3) 後見事務や監督事務にどのような課題があったか。

20 後見事務や監督事務にどのような具体的な課題があったかの質問については、不動産売却が30件、遺産分割協議が39件、支援制度¹³利用検討が58件、そ

¹¹ 「その他」として、「2回目報告前のため回答不可」、「親族後見人が遠方に住んでいるため面談していない」、「主にメールや電話でやり取りした」などの回答があった。

¹² 「その他」として、「2回目報告前のため回答不可」、「2回目報告前に本人死亡」、「施設や病院の面会制限等から面談は行わず」、「認知症により本人との意思疎通ができない状態である」などの回答があった。

¹³ 後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金を指す。

の他¹⁴が 1 件という回答でした¹⁵（【図 6】）。

この結果からみれば、多くの事案では、総合支援型後見監督人による支援を必要とする具体的な課題が存在しており、総合支援型後見監督人は、後見事務全般についての指導・助言・相談対応等に加え、これら個別課題に対しても適切な支援を行っていることがうかがわれます。

本アンケートでは、課題解決に当たって特に苦労した点として、「支援制度利用を理解してもらうのが難しかった点」が多くあがっていました。

この点については、後見センターでも管理継続中の事件において親族後見人に支援制度利用の検討を促す際に同様の苦労があります。支援制度利用については、本人に一定額以上の財産がある場合には、本人の財産を適切に管理するため、後見センターを含む全国の家庭裁判所において支援制度を利用する運用を行っている旨を粘り強く説明して納得してもらうほかないと考えています。

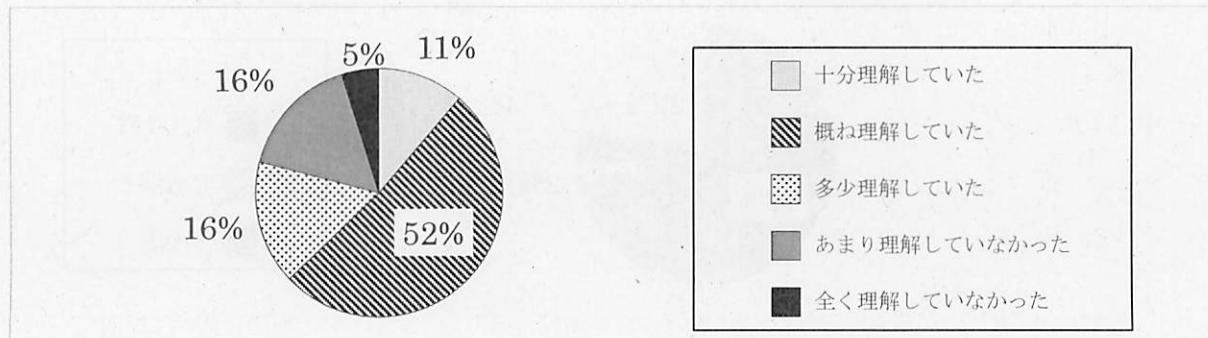
（以下、次号に続く。）

¹⁴ 「その他」として、「破産手続」、「相続手続」などの回答があった。

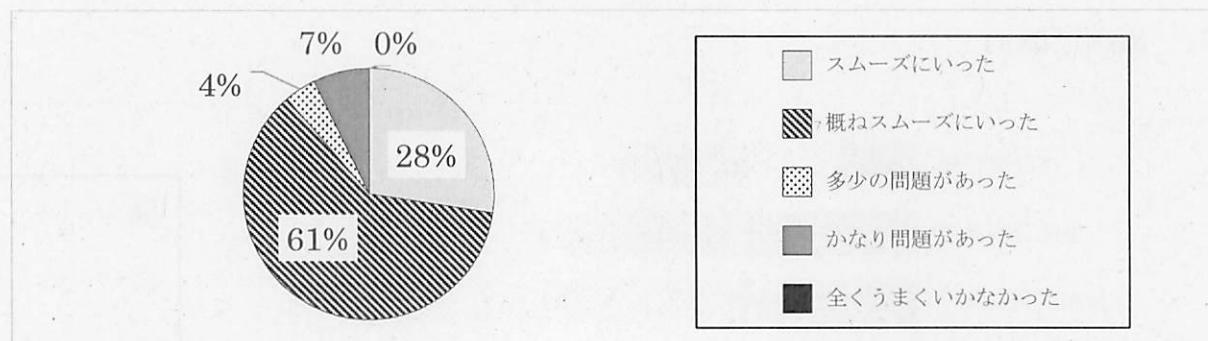
¹⁵ 複数回答可の質問に関してはチェックのあった項目の件数を記載している（以下、同様である。）。

(別紙)

1. 初回面談時、親族後見人は総合支援型後見監督人の意義・役割についてどの程度理解していましたか。【図1】

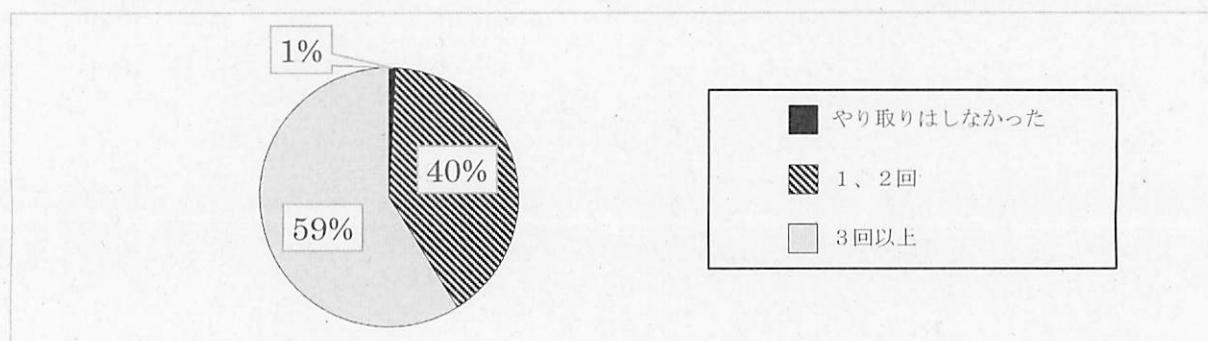


2. 初回面談時、親族後見人への助言・指導はスムーズにいきましたか。【図2】

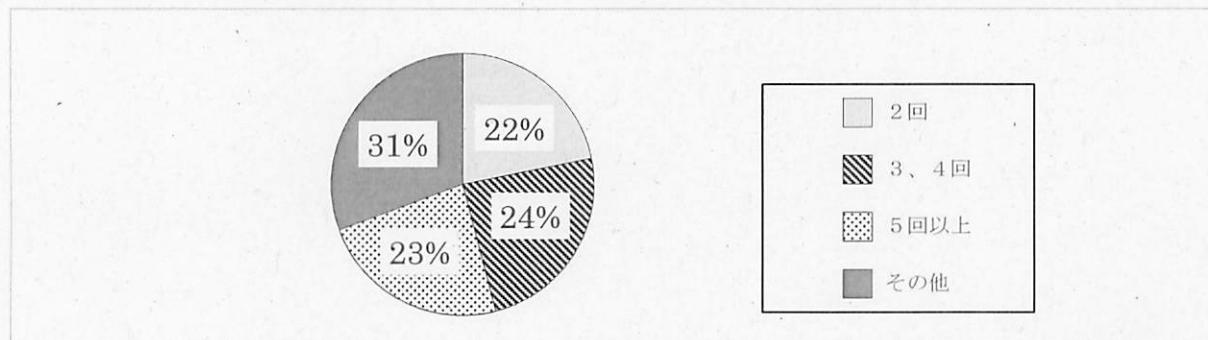


5

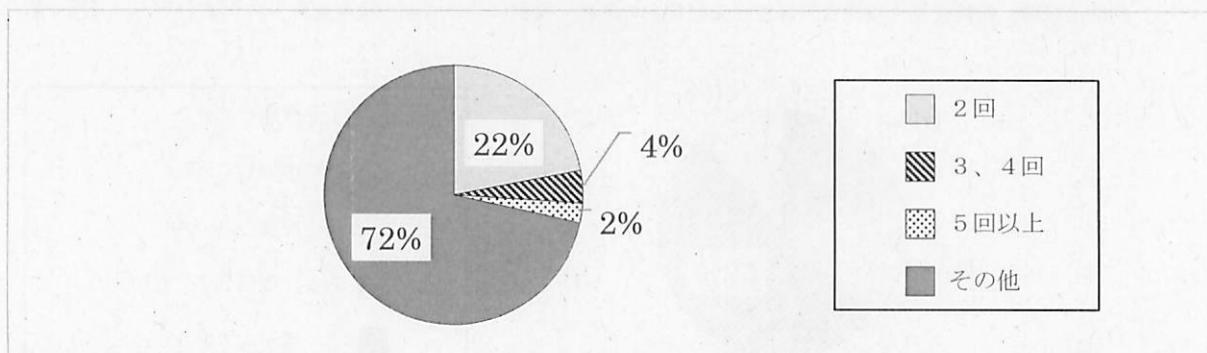
3. 初回の後見事務報告書（財産目録を含む。）について、裁判所に提出するまでの間、親族後見人とは何回やり取りを行いましたか。【図3】



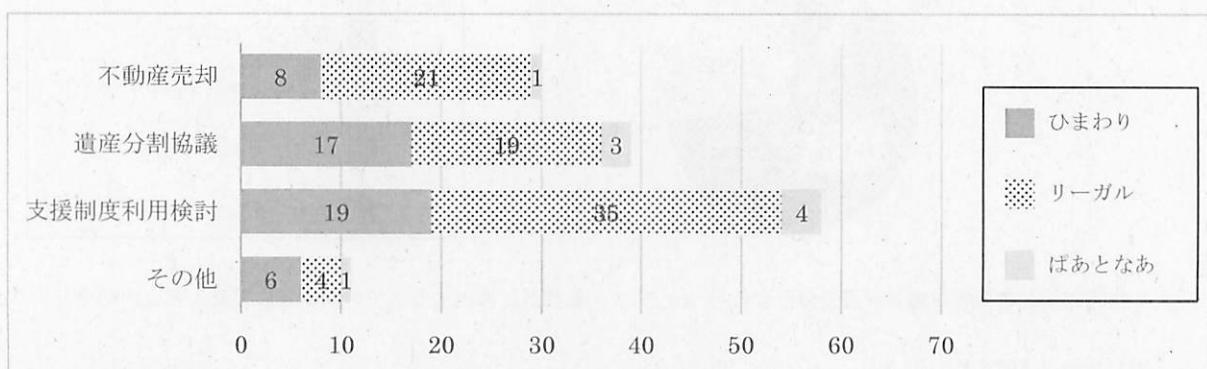
4. 就任から2回目報告までの間、親族後見人とは何回面談を行いましたか。【図4】



5. 就任から2回目報告までの間、本人とは何回面談を行いましたか。【図5】



6. 後見事務上の課題や監督事務上の課題はありましたか。ある場合には該当する項目にチェックを入れてください。(複数選択可) 【図6】



後見センターだより（第41回後編）

前回（本連載第41回前編）に引き続き、総合支援型後見監督人に選任されたことのある専門職の方々へのアンケート結果を紹介しつつ、総合支援型後見監督人選任の運用についての今後の課題等について検討します。なお、内容や略語等については、前回記事をご確認ください。

4 初回報告から2回目報告まで

(4) どのような事項についての助言や指導が難しかったか。

助言・指導が難しいと感じた項目については、意思決定支援が34件、財産管理事務が19件、身上保護事務が8件、報告事務が47件、地域における相談窓口理解が9件でした（【図7】）。具体的に難しいと感じた点について、「本人が意思疎通できない場合の意思決定支援の方法」が多くあがっていました。

この結果からは、総合支援型後見監督人は、意思決定支援や報告事務についての助言・指導の場面で苦労されていることがうかがわれます。

意思決定支援については、前回記事3(1)で述べたとおり、親族後見人の意識改革に努めていただければ十分と考えています。なお、本人が意思疎通できない状態である場合にどのような方法で意思決定支援を図るかは、難しいところがありますが、一般には、できるだけ情報を集めて本人の意思を推定するべきで、安易に代行決定すべきではないと説明されています（厚生労働省のホームページ「成年後見はやわかり」の「意思決定支援について総合的に学ぼう」¹にも説明があります。）。こうした考え方も参考にしていただいて、適切な助言や指導をお願いしたいと考えています。

¹ <https://guardianship.mhlw.go.jp/guardian/awareness/>

なお、「成年後見はやわかり」のトップページから「成年後見人等のみなさまへ」に移っていただくと、「意思決定支援について総合的に学ぼう」のページへのリンクがあります。

報告事務については、後見センターでも日々の業務の中で書面の作成や提出に不慣れな親族後見人に接することは多くあり、その度に督促や追完指示をして監督に努めています。総合支援型後見監督人においては、大変苦労をかけますが、親族後見人に報告事務についての知識・経験を身につけてもらうため、
5 引き続きの支援をお願いしたいと考えています。なお、前回記事の3(3)でも触れましたが、親族後見人に対しては、必ずしも専門職と同程度の「きれいな」報告まで求めているわけではありません。

(5) 支援期間を9か月としているのは相当か。

当初の支援期間9か月が相当かとの質問について、全体の58%がちょうどいいと回答している一方で、全体の31%が短い又はやや短いとの回答でした
10 ([図8])。どの程度の期間が相当かについては、1年程度という意見が多くあがっていました。

当初の支援期間をどの程度に設定するかについては、「親族後見人が到達点に達するために必要な期間」と「総合支援型後見監督人が到達度の評価のために必要な期間」を主に考慮して定めるのが相当と考えられるところ、総合支援型後見監督人選任の運用を始めるに当たって後見センターと三士会との協議により、これを9か月としたとの経緯があります。上記の結果からは、全体の約6割が9か月を必要かつ相当な期間と考えていることがうかがわれます。
15 支援期間が9か月では足りない場合、後見開始の審判確定から最長2年の範囲で延長を認める扱いをしていますので、2回目報告においてその旨の意見を提出していただければと思います。上記の説明でお分かりのとおり、当初の支援期間の設定に当たっては、個別課題の解決に必要な期間は考慮されていません。個別課題の解決のためには9か月を超過する期間を要するという場合にも、その旨の意見を提出していただければ、後見監督の役割変更も含めて必要な対応をとらせていただきますので、後見センターに相談してください。
20 25

なお、全体の11%がやや長い又は長いとの回答でしたが、親族後見人がケ

ース会議に出席しているか、チームの一員として関係機関や支援者とつながっているかなどの身上保護事務については、到達点に達しているかの評価を短期間で行うのは難しいと考えますので、当初の支援期間として9か月は維持したいと考えています。

5 (6) 親族後見人の到達度を評価するに当たって難しかったことは何か。

2回目報告に当たって到達度の評価で悩まれた項目については、意思決定支援が15件、財産管理事務が10件、身上保護事務が4件、報告事務が21件、地域における相談窓口理解が2件でした（【図9】）。

10 この結果からは、総合支援型後見監督人は、親族後見人への助言・指導の場面で苦労されたのと同様、親族後見人の意思決定支援や報告事務についての到達度の評価に苦労されていることがうかがわれます。

意思決定支援については、前回記事の3(1)で述べたとおり、親族後見人が意思決定支援の基本的な考え方を理解すれば十分であると考えています。

15 報告事務については、裁判所の立場からは、到達点として整理された基本的な事務を行えるまでに至っていない以上、報告事務について到達点には達していないと評価せざるを得ません。もっとも、第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）においては、意思決定支援や身上保護も重視した制度の運用が掲げられ、相応しい親族後見人候補者がいる事案では、その者を後見人に選任すべきであると考えられていますので、報告事務の到達度の評価を厳しくして親族後見人に後見人としての能力がないと判断することは、その趣旨に反することにもなりかねません。また、先にも触ましたが、親族後見人の到達点としては、専門職と同程度の「きれいな」報告ができるところまでを求めているものではありません。こうした観点からは、親族後見人が報告事務についての基本的な考え方を理解し、少なくとも裁判所からの追完指示等に適切に対処できる程度に一通りの報告事務ができるようになればよいのではないかと考えています。

(7) 親族後見人が到達点に達していないと判断した場合にどのような意見を提出したか。

2回目報告に当たって到達度に達していないと評価した場合の意見について、定期確認型監督へ移行が4件、個別課題支援型監督へ移行が3件、支援期間の延長が13件でした（【図10】）。

この結果からは、2回目報告に当たって到達度に達していないと評価した事案は多くはなく、総合支援型後見監督人は、当初の支援期間の中で、親族後見人が一通りの後見事務を概ね問題なく行うことができる程度の力を身に付けたと評価していることがうかがわれます²。

10

5 総合支援型後見監督人を終えて

(1) 総合支援型後見監督人が選任されたことによる効果があったか。

総合支援型後見監督人の選任により親族後見人の後見事務に何らかの効果があったかとの質問について、全体の73%があったとの回答でした（【図11】）。具体的な意見としては、「報告書等を適切に作成できるようになった点」、「財産管理を適切に行えるようになった点」が多くあがっていました。

この結果からは、多くの専門職が総合支援型後見監督人による支援の効果を実感していることがうかがわれます。

(2) 親族後見人に対する支援に限界を感じたことがあったか。

親族後見人の対応や支援に限界を感じたかとの質問について、全体の65%がないとの回答でした（【図12】）。一方で、あると回答した方の意見として、親族後見人の年齢や能力、考え方の問題を指摘するものが多くあがっていました。

この結果からは、多くの事案では、総合支援型後見監督人による積極的・能

² なお、回答者の中には、2回目報告に至っていない者や本人が死亡したため支援を終了した者も含まれている。

動的な支援が奏功していることがうかがわれますが、一部の事案では、総合支援型後見監督人において親族後見人の支援に限界を感じているという実情がうかがわれます。

後見センターでは、前回記事の3(1)でも述べたとおり、親族後見人候補者を後見人に選任する際には、必ず参与員による受理面接又は調査官による面接調査を実施していますが、多くの場合1回しか実施されない面接によって適格性を判断したり親族後見人への支援の実効性の有無を十分に見極めたりすることはなかなか困難です。総合支援型後見監督人選任の運用の理念に照らし、開始時は幅広く親族後見人候補者を後見人に選任し、監督を行う中で後見人としての適格性を見極めるほかないと考えています³。

6 終わりに

今回は、本アンケートの回答内容や検討結果等について紹介しました。総合支援型後見監督人選任の運用状況について説明させていただいた本連載第39回と併せてお読みいただければ、総合支援型後見監督人選任が、概ね順調に運用されており、定着しつつあるといえるのではないかと考えています。これは、その運用に当たって重要な役割を担う専門職後見監督人の皆さまのご理解と多大なご協力があってこそその成果だと考えています。

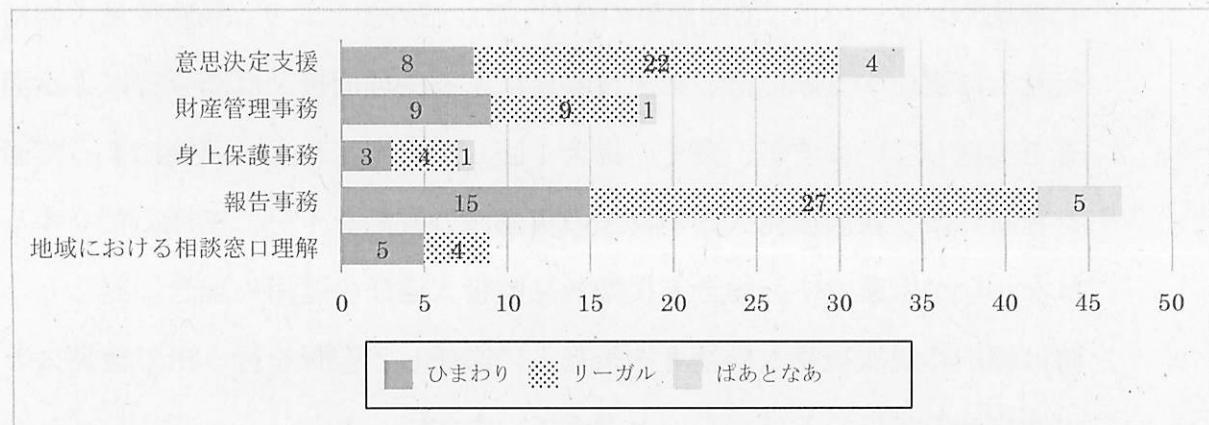
今後とも、総合支援型後見監督人選任の適切な運用に向けて、ご協力をいただきますようお願いします。

以上

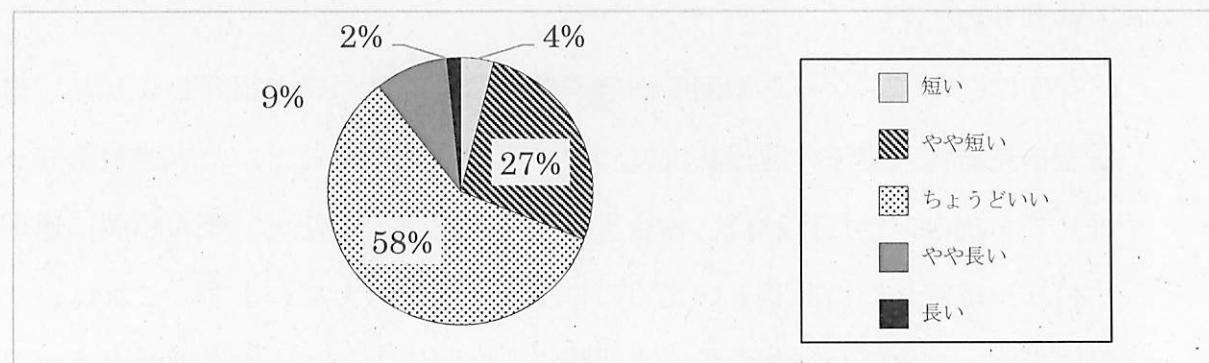
³ 後見人としての適格性を見極めることも総合支援型後見監督人の業務の一環であることは、本連載第39回で述べたとおりである。

(別紙)

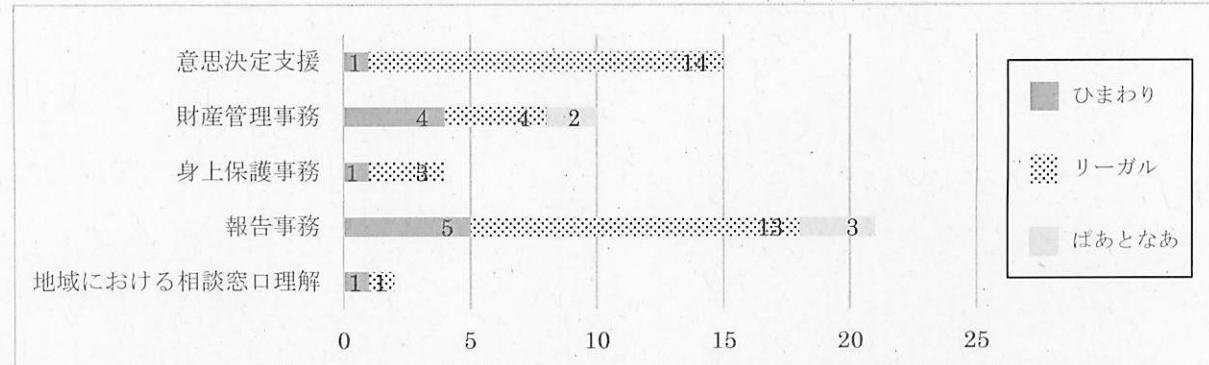
7. 助言・指導が難しいと感じた項目はありますか。ある場合には該当する項目にチェックを入れてください。(複数選択可) 【図7】



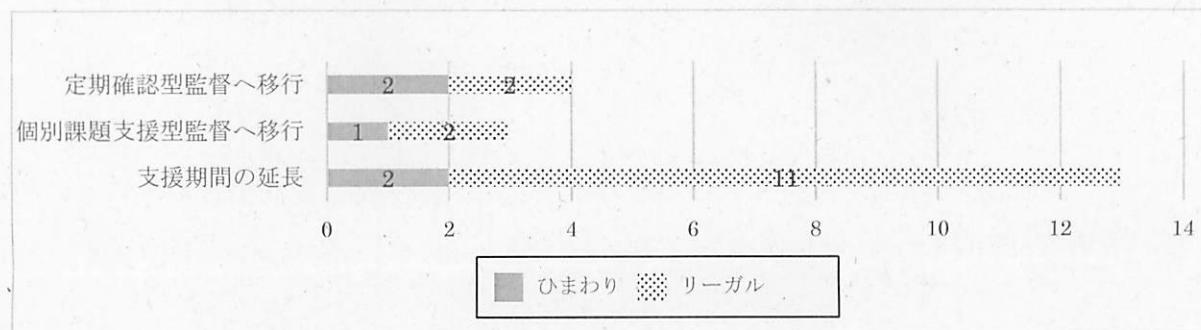
- 5 8. 支援期間9か月は相当であったか。【図8】



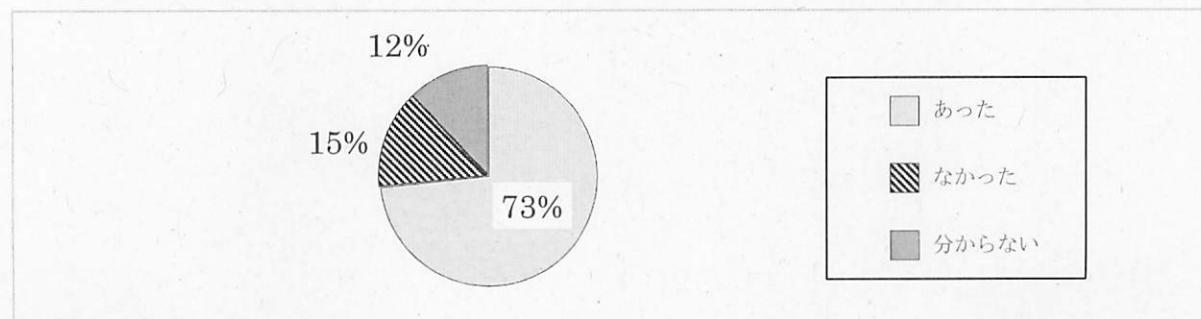
9. 2回目報告に当たって、親族後見人の到達度の評価で悩まれたことはありますか。ある場合には該当する項目にチェックを入れてください。【図9】



10. 2回目報告に当たって、親族後見人が到達度に達していないと評価した場合、①支援期間を延長する、②個別課題支援型・定期確認型監督に移行するという対応が考えられますが、そのような内容の意見を裁判所に提出したことはありますか。ある場合には該当する項目にチェックを入れてください。【図10】



- 5 11. 総合支援型後見監督人が選任されたことで、親族後見人の後見事務について何らかの効果はありましたか。【図11】



12. 総合支援型後見監督人として選任されたが、親族後見人の対応や支援に限界を感じたということはありますか。【図12】

